

# 長時間勤務について ～法的側面から～

# 長時間労働について

## 労働時間の上限(労働基準法第32条第1項)

法定労働時間: **1日8時間、かつ週40時間以内**(休憩時間は除く)

※週5.5日以上勤務の場合、1日8時間以内でも週40時間を超えてしまうため、超えた分は時間外、または休日労働時間として計算する必要があります。

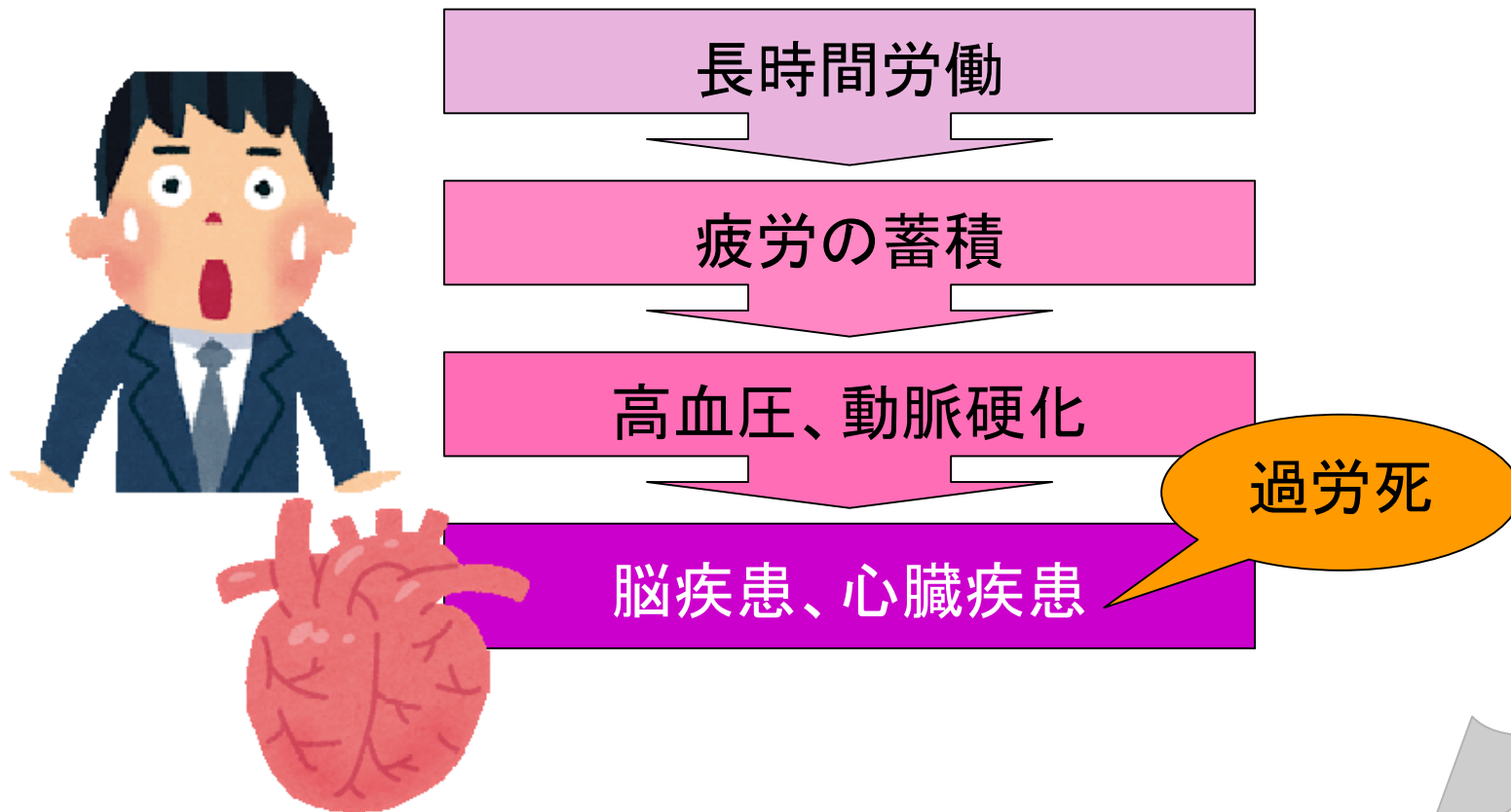
## 1ヶ月の時間外・休日労働時間の算出方法

1ヶ月の総労働時間数 - (計算期間1ヶ月間の総暦日数) × 40時間



# 長時間労働が健康へ及ぼす影響

長時間にわたる労働は、疲労の蓄積をもたらす重要な要因と考えられ、**脳疾患**や**心臓疾患**の発症との関連性が強いと言われています。



# 長時間労働者への面接指導制度

脳・心臓疾患の発症予防のため、事業者には、長時間労働者に対し、**医師による面接指導を実施することが義務付けられています。**  
(労働安全衛生法第66条の8、第66条の9)



## 医師による面接指導とは

長時間の労働により疲労が蓄積し、健康障害やメンタル不調のリスクが高くなっている労働者に対して行います。健康状況の把握、本人への指導を行うとともに、その結果を踏まえた**事後措置**を講じることも必要です。

## 事後措置とは

就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少、衛生委員会等への報告等の措置。



# 罰則について

長時間労働者の医師面談を実施しない場合、責任者が司法処分されます。月100時間超の過重労働者の医師面談を実施せずに(労働安全衛生法第66条8、9違反)、精神障害、自殺などが発生した場合、悪質な場合は、国が人事等の責任者を司法処分する(刑事事件)旨の通達が出ています。(平成18年3月17日付基発第0317008号)

**10年以下の懲役、または300万円以下の罰金**  
労働者の意思に反する強制労働(労働基準法第5条)



# 面接指導制度の概要



長時間勤務後、なるべく早期に実施することが重要！

問診票の配布など

必ず衛生委員会で改善案の作成・周知を！！

# 小規模事業場においては

面接指導制度は、平成20年4月1日から  
常時50人未満の労働者を使用する事業場にも適用されています。

これらの事業場については、地域産業保健センターを利用して面接指導を実施することもできます。

小規模事業場の事業者・労働者を対象に、保健指導・健康相談などの産業保健サービスを提供するため開設された施設です。



地域産業保健センターについてはこちら

・<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/110502-1.pdf>